

地方独立行政法人秋田県立療育機構中期目標

秋 田 県

地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「療育機構」という。）は、平成 22 年 4 月 1 日の設立以降、「発達に支援が必要な子どもたちに、安全で良質な医療・療育を提供するとともに、乳幼児期から学齢期そして成人期に至るまでライフステージに応じた適切な支援を行うこと」を基本理念に掲げながら、秋田県立医療療育センター（以下「療育センター」という。）を運営してきた。

設立から平成 26 年度までの期間において掲げた第 1 期中期目標の下、地方独立行政法人制度の特長を生かした迅速な意思決定や職員の配置等により、療育を取り巻く環境や社会情勢の変化、県民ニーズや新たな課題に適切に対応し、専門的で質の高い療育を提供してきている。

一方で、障害児・者が必要とする支援は多様化しており、家族も含めた総合的な支援体制の充実、地域の療育関係機関との一層の連携推進や地域の療育体制への積極的な支援など、県の中核的療育機関として、一層のきめ細かな療育の提供が求められている。

こうした課題や社会のニーズに迅速かつ的確に対応し、必要とされる療育を継続して提供するためには、運営の基盤となる人材の確保・育成を図るとともに、高度で専門的な療育を行うための機器整備などを着実にを行い、療育サービスの一層の向上を目指す必要がある。

このため、第 2 期中期目標を次のとおり定めることとし、第 1 期中期目標期間において蓄積した成果等の上に、地方独立行政法人としてさらなる自主性を発揮し、弾力的かつ効率的で透明性の高い運営に努めるとともに、本県の中核的療育機関として、地域の関係機関と連携を図りながら、必要な時期に適切な療育を提供し、乳幼児期から成人期に至るまでライフステージに応じた支援に努め、県民、利用者・家族から信頼される療育センターの運営を期待する。

第 1 中期目標の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

第 2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

療育機構は、療育の提供を行うなど、定款で定める業務に取り組むとともに、その質の向上に努めること。

1 質の高い療育の提供

療育機構は、本県の中核的療育機関として、県民、利用者・家族の視点に立って、より安心して信頼できる療育サービスの提供及び高度な療育サービスの提供に資する調査・研究に努めること。

(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供

本県の中核的な療育機関として、疾患、障害、発達に応じた高度で専門的な療育サービスを提供すること。また、これに資する調査・研究に努めること。

(2) 療育従事者の確保・育成

高度で専門的な療育を安定的に提供するため、計画的な療育従事者の確保に努めること。

また、研修体制の充実により、専門知識の習得及び専門性の向上を図り、療育従事者の育成に努めること。

(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供

利用者・家族の視点に立ち、療育環境の整備やホスピタリティーの向上を図るとともに、利用者の権利を尊重することにより、信頼される療育サービスを提供すること。

(4) より安心して信頼される療育の提供

医療安全対策や情報セキュリティ対策を徹底すること等により、より安心して信頼される療育を提供すること。

2 地域療育への貢献

地域の関係機関との一層の連携推進及び地域の療育体制への積極的な支援により地域療育に貢献するとともに、療育に関する積極的な情報発信に努めること。

また、地域の療育関係者の人材育成及び県内の療育水準の向上を図ること。

3 ライフステージに応じた総合相談

教育機関等関係機関と連携し、乳幼児期から成人期に至るまで、ライフステージに応じた各種相談に対応し、必要とするサービス情報の提供や利用までのバックアップを行うこと。

4 発達障害児・者への支援

発達支援の拠点としての機能を充実させるとともに、地域における支援に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

療育機構は、中期目標の達成に向けて、地方独立行政法人制度の特長を生かし、自己決定・自己責任のシステムにより業務運営の改善及び効率化に努めること。

1 効率的な運営体制の構築

療育の安定的な提供、経営改革が図られるよう、効率的な運営体制を構築すること。

2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

業務運営の自律性を高めるため、施設経営に精通した事務部門の職員の確保と育成に努めること。

3 収入の確保、費用の節減

安定的な経営基盤を確立するため、ニーズに応じたサービスの提供等による収入の確保に努めるとともに、費用対効果の考え方にに基づき、創意工夫しながら費用の節減に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

一層の経営改革を進めることにより、運営費交付金の抑制に資すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

療育機構は、本県の中核的療育機関として、県民に安心して信頼できる療育を継続して提供できるよう、次の事項を実施すること。

1 施設及び設備の整備に関する事項

施設及び設備整備については、費用対効果、県民の療育需要、療育技術の進展などを総合的に勘案し、計画的に実施すること。

2 人事に関する事項

効率的な業務運営ができるように、職員の適切な配置に努めること。

また、職員の業績・能力評価を的確に反映した人事管理を行うこと。

3 職員の就労環境の整備

多様な勤務形態の導入などにより、職員にとって能力が発揮しやすく、働きやすい環境の整備に努めること。